

# 貯水槽水道の管理を適切に！

■貯水槽水道は、設置者に管理責任があります。

ビルやマンションなどの多くの建物は、水道水をいったん受水槽にためてから給水しています。このような給水方法を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道の管理は、水道法、給水条例の改正により平成十五年四月一日から、受水槽の大きさにかかわらず設置者の責任で行うことになりました。

■貯水槽水道の設置者は、次のことを行ってください。

▽定期的（一年以内に一回）に清掃登録業者による清掃、検査機関による検査を受けましょう。

▽水槽や設備を点検し、水が汚染されるのを防ぐ措置をしましょう。

▽蛇口から出る水の臭い、味、色、濁り、残留塩素の有無について日頃から水質検査を



貯水槽水道

行い、安全を確認しましょう。

▽供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者（マンション住人など）に危険であることを知らせてください。

問い合わせ先 ▽簡易水道／農村整備課簡易水道係（☎20-3246） ▽上水道／水道局給水課給水係（☎53-7933）

■検査機関（財）鳥取県保健事業団（☎23-4841）

市立病院提供

## 医療通信

Vol. 09

内科 副部長

たにみず まさくに  
谷水 将邦



### インフルエンザ

インフルエンザは、普通の風邪と異なり、感染力が強く、症状が重くなりやすい病気です。

毎年流行を繰り返し、近年では合併症（小児の脳炎・脳症、高齢者の肺炎など）による死亡例も報告されています。

流行期間の多くは1月～2月ごろですが、この時期を含め

12月～3月ごろまでの期間で、咳などの上気道炎症状のほかに、高熱、頭痛、関節痛、倦怠感などの全身症状が強い場合は、積極的かつ早めに医療機関を受診されるべきです。なぜなら、現在では、迅速診断キット（咽頭や鼻腔の粘膜採取により約15分で判定）による早期診断ができる



ようになり、抗インフルエンザ薬による有効な治療（発病から48時間以内に服用すると有効）が受けられるからです。抗インフルエンザ薬には、小さな子どもにも飲みやすいようなドライシロップや手軽に行える吸入タイプのものもあります。（吸入は現在、15歳以上のみに対応）

予防については、インフルエンザワクチンの予防接種の効果は全世界的に認められており、鳥取市では65歳以上の高齢者には公費による助成も行われています。通常、一回の接種で十分で、流行期の約一ヶ月前ごろに接種されるのが良いでしょう。また、流行期には、うがい、手洗い、十分な栄養と水分の補給、休養、睡眠が大事なことはご承知のことと思います。

今年も、インフルエンザの十分な予防と、「かかったかな？」と思われたら早期に受診されることをお勧めします。

※このコーナーに関してご質問がありましたら、鳥取市立病院統括課へお寄せください。

■問い合わせ先 鳥取市立病院統括課（☎37-1522）